

**令和3年度大学教育再生戦略推進費  
知識集約型社会を支える人材育成事業  
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」  
審査要項**

令和3年度知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」における審査は、この審査要項により行うものとする。

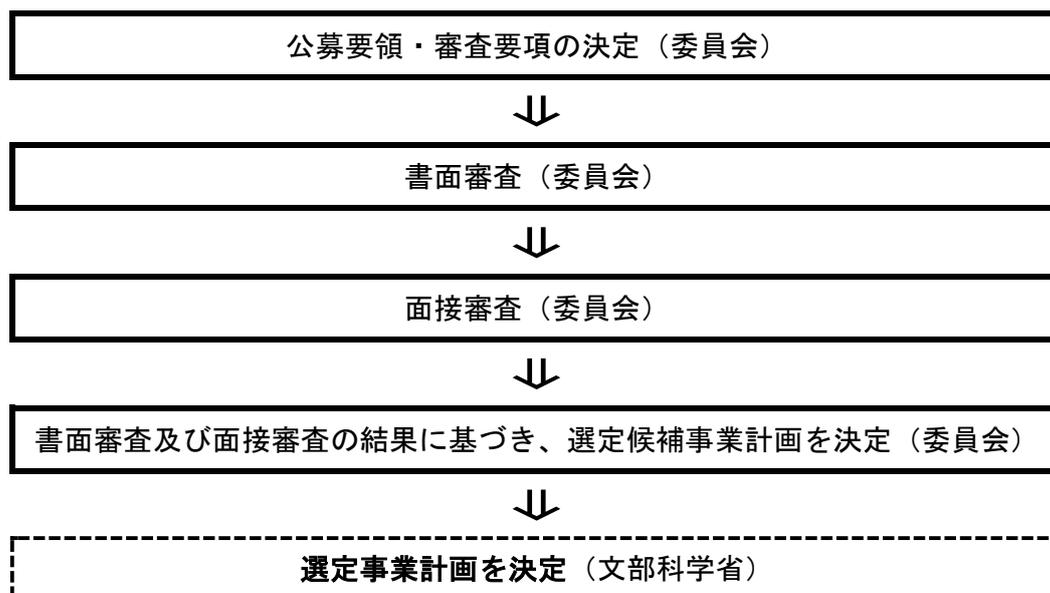
**I. 審査方法**

**1. 審査体制**

審査に当たっては、外部有識者・専門家からなる「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

**2. 審査方法**

- (1) 委員会による書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に面接審査対象の事業計画を決定する（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業計画を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定大学を決定する。



## Ⅱ. 審査方針

評価項目、確認項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

### 1. 評価項目

(1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ◆ 各大学における教育改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決につながるものとして、大学全体の改革の一環に位置付けられているか。【**大学全体の改革における位置付け**】
- ◆ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【**教育改革の実績**】
- ◆ 今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【**今後の教育改革の計画**】
- ◆ 事業計画の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか(学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。)。【**明確な実施体制**】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。【**適切な評価の実施とPDCAサイクル**】

(2) 達成目標と事業計画の具体的な内容

<全体像と達成目標>

- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
- ◆ 目標の達成に向けた課題が十分に把握・分析され、その課題解決に向けた必要な取組が盛り込まれているか。【**取組の必要十分性**】
- ◆ 各大学における従前の取組を超えた新たな取組が盛り込まれているか。【**事業計画の新規性**】
- ◆ 事業計画は、達成目標、これまでの教育改革の取組及び今後の方針に照らして妥当なものであるか。【**事業計画の妥当性**】
- ◆ 目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】

<事業計画の具体的な内容>

- ◆ 以下の項目に関する取組内容が、公募要領の背景・目的に照らして適切なものとなっているか。【**事業計画の具体的な内容**】

※斜体点線部分は例示

#### ① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能するように、「卒業認定・学位授与の方針」が設定されているか。
- 学内のアセスメントプラン等に従い、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができるものとなっているか。

## ② 授業科目・教育課程の編成・実施

- 学位プログラムレベルで、四学期制を導入し、授業科目が1学期間で完結するようなカリキュラムとなっているか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための授業科目・教育課程の編成・実施にあたり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整え組織的に行われるものとなっているか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための教育課程の編成にあたり、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容の検証が適切に行われるものとなっているか。また、「卒業認定・学位授与の方針」と照らし、真に必要な授業科目を精選することができているか。
- 密度の濃い学修を実践するために、授業科目の単位数を2単位にとどめることなく、知識・技能を一定のレベルで確実に習得するために必要な単位数と学修時間の確保がなされているか。
- 各学期に配置する授業科目が相互に関連性を持つものになるよう、カリキュラムを編成しているか。
- 特定の学期において、社会のニーズを踏まえた現代的課題をテーマにした学修を実施するものとなっているか。

## ③ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 各授業科目の達成目標について、例えば、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにするなど、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上が図られる仕組が構築されるものであるか。
- 成績評価を通じて、各授業科目の達成目標を達成できるような工夫がなされているか。
- 学修成果、教育成果のそれぞれについて、どのような情報をエビデンスとして取り扱い、どう組み合わせるのが明確になっているか。

## ④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

- あらかじめ必要な手順を定めるなど、適切な体制を整えたうえで、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報や、その学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報等について収集し積極的に公表されるものであるか。

## (3) 事業計画の適切性

- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【年度計画の具体性】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【年度計画の妥当性】
- ◆ 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【体制

### 的な事業計画の継続性】

- ◆ 資金計画の面から、補助期間内を通じて、取組の水準と規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

#### (4) 事業成果の先進性と普及

- ◆ 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものであるか。【先進性】
- ◆ 目標が達成されることが、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか。【費用対効果】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか（導入する上での課題とその対応方法の整理など）。【波及効果】

#### (5) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

#### (6) 他の公的資金との重複状況

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【他の公的資金との重複】

## 2. 確認項目

本事業における取組の全学的な波及に向け、補助期間内から補助期間終了後まで含めた具体的な計画及び工程が策定されているか確認する。

## 3. 審査基準

### (1) 書面審査

- ① 書面審査は、上記評価項目（評価項目「(6) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。
- ③ 各評価項目に付す評価 (a ~ e) の配分については、委員会においてその割合の

目安を決定することとする。

- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。
- ⑥ 書面審査順位に基づき面接審査対象を選出する際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P4「2. 確認項目」の内容を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表2) 書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a	b	c	d	e
		(5点)	(4点)	(3点)	(2点)	(1点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤	4.0	20	16	12	8	4
2. 達成目標と事業計画の具体的な内容	10.0	50	40	30	20	10
3. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3
4. 事業成果の先進性と普及	2.0	10	8	6	4	2
5. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

【100点満点】

## (2) 面接審査

面接審査は、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断することとする。その際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P4「2. 確認項目」の内容を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表3) 面接審査における評価区分

区分	評価
○	選定すべきである
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

## Ⅲ. その他

### 1. 開示・非開示

#### (1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された事業計画は、独立行政法人日本学術振興会ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

## (2) 委員氏名について

委員会の委員の氏名は、事業計画選定後、公表することとする。

## 2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

## 3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。